

人権方針

はじめに

森村商事は、企業理念である「我社の精神」に掲げる、「海外貿易は、世界の平和を保ち、次世代の発展を目的とする事業である」とする精神を常に受け継ぎ、未来へと伝えていくべき理念として事業を展開しています。

この企業理念を根幹におき、「人権方針」（以下、「本方針」という）を定め、人権尊重の取り組みを行うことで人権を尊重する企業文化を醸成し、事業活動を推進してまいります。

本方針は、森村商事の企業活動の根幹となるもので当社全ての役職員に適用されます。私たちは、事業活動において役職員、サプライヤー様やお取引先様などをはじめとするステークホルダーの皆様と向き合い、人権尊重の責任を果たします。

全てのステークホルダーの皆様にも本方針をご理解いただきまして、相互に発展するためにご協力をお願い申し上げます。

森村商事株式会社

1. 人権の尊重

私たちは、企業活動全体を通じて潜在的あるいは顕在的、また直接的あるいは間接的に人権への負の影響を与える可能性があることを理解しています。私たちは、全てのステークホルダーの人権を侵害しないことに加えて、企業活動に関係する全ての方々の人権侵害が見過ごされないことに最大限の配慮を行います。

- ・ 私たちは、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、婚姻状態、家族構成、性別、性的指向、性自認、障がい、雇用形態などによるあらゆる差別を禁止します。
- ・ 私たちは、強制労働、児童労働、人身取引を禁止します。また、いかなる形態の現代奴隷も許しません。
- ・ 私たちは、あらゆるハラスメントを行いません。また、相手を傷つけるような言動や、個人の尊厳を損なう行為を許しません。
- ・ 私たちは、結社の自由と団体交渉権を尊重し、安全で衛生的かつ健康的な職場環境を目指します。
- ・ 私たちは、ダイバーシティとインクルージョンを推進し、お互いが認め合うことで生き生きとした職場づくりと多様な人材の活躍を目指します。

2. 国際的な人権規範の尊重と法令遵守

私たちは、国際的に認められている「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD 多国籍企業行動指針」などを尊重し、企業活動を行います。また、企業活動を行う国と地域においては、その国と地域の法令を遵守することに努めます。企業活動を行う国と地域における法規制と国際的な人権規範が異なる場合、もしくは矛盾が生じる場合は、より高い基準を追求します。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

私たちは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、企業活動に関係する人権への負の影響を特定し、防止と軽減に取り組みます。また、私たちは、対話やエンゲージメントを通じてステークホルダーと人権に関する課題を共有し、人権尊重の取り組みを進めます。

4. 救済

私たちは、自らが人権侵害をしないことだけでなく、ビジネスパートナーを含むすべてのステークホルダーが人権侵害に加担しないように努めます。私たちが人権侵害を引き起こした、もしくはこれを助長したことが明らかになった場合には、適切かつ公正な手続きと対話を通じてその是正に努めます。

5. 教育と研修

私たちは、本方針が理解され浸透するように私たちの全ての役職員に継続的に教育と研修を行います。

6. モニタリングと情報開示

私たちは、本方針に基づく取り組みについて継続的にモニタリングを行い、必要に応じて改善に取り組みます。また、取り組みの進捗状況、問題点やその改善状況について情報を開示します。

(2024年1月29日 取締役会決議)

以上